障生第１２５４号

令和３年５月31日

府内障がい福祉サービス等施設・事業所管理者様

大阪府福祉部障がい福祉室長

緊急事態宣言延長に伴う障がい福祉サービス等事業の継続について

日頃から本府障がい福祉行政の推進にご協力をいただきありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、多大なご尽力をいただきありがとうございます。

本府では、令和３年４月25日から緊急事態措置を実施してきました。府民・事業者の皆様の協力もあり、新規陽性者数は減少傾向にあるものの、依然として、多数の新規陽性者が発生するとともに、重症病床使用率及び軽症中等症含む全体の病床利用率も極めてひっ迫しています。

このため、このたび、緊急事態宣言が令和３年６月20日まで延長されることになりました。

障がい福祉サービス等事業所が提供する各種サービスは、利用者やその家族の生活を維持するため必要不可欠であることから、緊急事態宣言延長後においても、十分な感染防止対策の徹底をいただきながら、継続的に提供いただくことが重要となります。

この際、引続き、感染拡大防止への取組みとして、不要不急の外出・移動、特に20時以降の不要不急の外出自粛の徹底（医療機関への通院、必要な職場への出勤など生活や健康のために必要なもの及び事業の推進に必要な場合を除く）へのご協力をお願いいたします。

|  |
| --- |
| 【問合先】  大阪府福祉部障がい福祉室  生活基盤推進課　指定・指導グループ  電話：06-6944-6026  Mail：seikatsukiban@sbox.pref.osaka.lg.jp |